

【年金受給権者 受取機関変更届の提出にあたって】

- ◎ 複数の年金受給権をお持ちの方は、この届書により複数の年金の受取機関を変更することができまので、変更する年金の年金コードをご記入ください。
なお、受給しているすべての年金の変更を希望する場合はチェックボックスに✓をご記入ください。(共済組合等から共済年金を受けている方は、別途共済組合等に受取機関の変更の届出を行ってください。)
- ◎ 受取機関の変更にはお時間がかかります(1カ月程度)。そのため、変更後の受取機関への入金を確認できるまでの間は、念のため旧口座は解約しないようお願いします。
なお、年金事務所等の窓口へこの届出と預金通帳を持参される方や、預金通帳のコピー(金融機関名、口座番号、支店名、口座名義人フリガナが記載された面)を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません(コピーを持参される場合、封筒でご提出ください)。
- ◎ 口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取方法について、「ねんきんダイヤル 0570-05-1165」(050から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165)またはお近くの年金事務所や街角の年金相談センター等にご相談ください。